

全建総連 支援対策本部ニュース（抜粋）

全建総連 東日本大震災支援対策本部

木造仮設住宅建設で国交省から正式要請 全建連と共同事業

東日本大震災を受けて岩手、宮城、岩手の3県は、プレハブ建築協会に今後2ヵ月の間に3万戸超の仮設住宅建設を要請し、一部地域で建設が進んでいます。しかし、大規模用地や施工者が十分に確保できていないため、大幅に不足している状態です。

全建総連ではこの間、仮設住宅の建設にあたっては、全面協力すると表明してきましたが、3月31日、国土交通省から全建総連と全建連に対して正式な協力要請あり、これを受けて両団体が共同して具体的な対応を図っていくこととなりました。

この仮設住宅は、地域経済の再生及び雇用確保として位置づけられているため、施工は岩手、宮城、福島3県の大工・工務店等となっています。仕様は地域産材（プレカット）を活用したもので、既に全建連が福島県において、先行して建設を始める段階になっています。

具体的スキームが明らかになった時点で、3県合同の説明会を開催する予定です。

国土交通省は、被災地における応急仮設住宅の供給に向けた地元建設業者の活用方法などを検討する。大規模敷地でのプレハブ住宅建設だけでなく、今後は小規模敷地での木造仮設住宅の建設も必要となる見通しで、地元企業や地域材の活用に向けた標準図面の作成や資材調達などで各県を国が支援する考えだ。

応急仮設住宅については、これまで2ヵ月で3万戸の供給を目標としてプレハブ建築協会や住宅生産団体連合会に要請していた。ただ、被災自治体からの仮設住宅の建設要請はすでに3万戸を大きく超えたため、さらに3ヵ月で3万戸程度を供給できる体制を整えるよう大畠章宏国交相が指示した。

これまでは大規模敷地にプレハブ住宅を建設する方向で進めてきたものの、建設用地が足りなくなってきたおり、今後、山あいの小規模敷地に数戸ずつ、木造の仮設住宅を建設することになるとみられる。

小規模敷地での個別の建設の場合、大手メーカーなどより、地域の工務店といった建設業者などの方が作業しやすいとみられ、地域企業と地域材を活用する考えだ。すでに全国中小建築工事業団体連合会(全建連)などに協力を要請している。

仮設住宅の建設工事は、各県が発注する。ただ、各工務店が個別に受注すると効率的な作業が難しいことも考えられる。このため、国交省は、全建連などと効率的な発注方法を検討するほか、木造仮設住宅の標準図面を作成し、早期に工事着手できる体制を整えられるよう支援する。個別工務店が合板など必要な量の資材を調達することも難しいとみられ、団体などで資材を一括で調達して建設業者に提供するなど効率的な資材調達方法も検討する。

資材供給については、合板や断熱材などで不足しているとの声もあり、生産能力には問題がなくても、流通段階で滞っている可能性があるため、関係省庁と連携して緊急調査を実施している。

上記事業は、全建総連と全建連で、共同で実施する予定

宮城班からの報告～応急修理制度について、宮城県庁から要請～

災害救助法に基づく住宅応急修理の取り組みを進めるため4月6日、宮城県連の山崎会長、八木副会長、日下幹事長、桜井事務長は宮城県庁を訪れ、土木部建築安全推進室の千葉達司室長と狩野修室長補佐と話し合いを行いました。全建総連から勝野社保対部長ら2人も同行しました。

狩野室長補佐から「応急修理制度は市町村が事業主体となるものだが、自治体そのものが地震の被害によって機能しなくなっているところもある。そうした自治体の住民からの相談は県が受けざるを得ない。そのためにみなさんの力を借りたい」。また千葉室長からも「津波の浸水を受けたが流失を免れた住宅が多くある石巻や東松島などで応急修理ができれば、いま避難所生活を余儀なくされている人たちが自宅に戻って生活できる。ぜひお願いしたい」との切実な要請を受けました。

山崎会長は「もっと早く、県とこうした打ち合わせが必要であったが、遅くなってしまった。すでに仙台市や白石市などではそれぞれの市と組合が連携を取りながら応急修理を進めている。他の自治体でもできる限り対応していきたい」と応えました。

八木副会長は「仙台市では当初、市による受付の際に相談者への説明不足から混乱もあったが、いまは組合の仲間が多く応急修理に携わっている。今後も続けていきたい」と述べました。日下幹事長も「これから仮設住宅の建設も始まっていくだろう。

組合として積極的に協力していきたい」とし、引き続き宮城県連と県との連携を深めながら復旧・復興に向けた取り組みを進めていくことを確認しました。この後、千葉室長の案内で仮設住宅担当の県土木部住宅課の角田正雄課長、国交省から派遣されて県庁から「宮城県連の力を借りたい」と要請する住宅局建築指導課建築安全調査室の谷山拓也課長補佐と面会し、今後とも連絡を取り合うことを確認しました。

青森県連からの報告

～八戸市も応急修理制度を設ける

4月3日に八戸市街の被災地を訪れました。多少、後かたづけはしてありましたが、家屋の損壊はそのままになっていました。沿岸地区の市街は目を背けたくなるような惨状で、津波の恐ろしさを改めて感じました。幸い、人的な被害は無かったものの、復興にはかなりの時間がかかると思います。われわれも復興のために総力を挙げて、支援していきたいと思います。八戸市が設けた「応急修理制度」を利用して、少しでも早く元の状態に戻して、地域の皆様が安心して生活できるようにしたいと思っています。

地元材を利用した木造応急仮設住宅建設へ

～全建総連・全建連・建築士会が協議会設立～

全国建設労働組合総連合（全建総連）と全国中小建築工事業団体連合会（全建連）、日本建築士会連合会（建築士会）は4月8日、全建総連会館で地域工務店・地域材を活用した「全国工務店・建築士震災復興協議会」の設立について、基本合意しました。

この協議会は、岩手、宮城、福島各県において地域材を活用した木造の応急仮設住宅の建設を目的としており、施工者は、当該県の3団体の組合員、会員と限定するなど、地域の雇用確保・仕事創出の役目も果たしていきます。仮設住宅の受注は、3県の幹事会社が行

い、3 県に設置する震災対策事務局（全建総連、全建連、建築士会で構成）がサポートをすることになります。

来週から開始される福島県の応急仮設住宅の建設事業者の公募を皮切りに、4 月中旬予定の岩手・宮城両県の公募にも、協議会の幹事会社が応募する予定です。3 県での建設予定戸数は各 500 戸とし、資材の調達状況等を考慮しながら、各県等の要請に応じていきます。協議会の役員については、会長は全建連の青木宏之会長、副会長は全建総連の田村豪勇中央執行委員長、建築士会の藤本昌也会長、震災対策本部長は全建連の和田正光執行役員が務めます。

事業運営の詳細については、来週中にプレスリリースする予定です。また、事業参加希望者の説明会を、4 月下旬に開催する予定です。

岩手班からの報告

～北東地協の激励

4 月 7 日午前、北東地協から北海道連の松島委員長(全建総連副委員長)、青森県連の坂本会長（北東地協会長）、秋田建労の佐藤組合長、山形県連の三浦委員長、井上書記長が激励のため岩手県連を訪れました。県連からは齋藤会長、佐藤書記長が組合員の安否確認状況や支援活動の取り組み経過について報告をおこない、あらためて被害の甚大さと長期的な展望にたった復興支援の必要性を確認しました。

報告によると、最近になり支援物資は避難所を中心に行き渡っていますが、事務所や作業場が津波の被害に遭い大工道具や財産を失ってしまった仲間は、地元の仮設住宅工事への参加要請があっても、仕事を請けることができないという問題が生じており、被災された仲間の生活再建のためにも、道具を必要としている仲間一刻も早く届けてあげingことを確認しました。また様々な復旧作業や支援活動の中には、営利の事業にボランティアが利用されていることもあり、地域毎に協議会を設置して支援活動を統括する必要性や仮設住宅や復旧工事の現場で賃金単価引き下げの動きがあることから、国や県などの工事発注者やゼネコン、住宅企業などの受注会社に対して、適正な賃金・労働条件の確保を求める取り組みの重要性を確認しました。

～副会長 全建総連・田村委員長 事務局長に徳本住対部長

全建総連と全国中小建築工事業団体連合会（全建連）・工務店サポートセンター及び日本建築士会連合会（士会連合会）は 4 月 12 日、「応急仮設木造住宅建設協議会」設立に関して、全建総連会館で記者会見を開催。全建総連からは徳本住宅対策部長が本協議会事務局長として出席しました。

協議会設立について、青木宏之会長（全建連会長・工務店サポートセンター理事長）は「復興には、被災者から『早く仮設住宅建設を』との声を聞く。私たち 3 団体は応急仮設木造住宅建設にあたり、地域工務店と地域材を活用することが、地域の雇用や賃金確保につながると考える。

国土交通省からも、「資材確保のバックアップを受ける体制」と述べ、地域で仕事をし、地域が賃金を得ることで復興の一助としていきたいとの挨拶をしました。

藤本昌也副会長（士会連合会会長）は「これまでの建設業における重層下請構造とは違い、

3 団体が、例えば大工なら大工の仕事、電気なら電気といった各持ち場で力を発揮し、上から下ではない『水平な関係』、つまり、健全な分配で生産していく画期的なシステムで、木造仮設住宅建設に臨む」と協議会の長所を説明。

徳本茂事務局長（全建総連住対部長）は「現在、各地域で進むプレハブ仮設住宅は、最低限住める程度の作りに過ぎない。被災者の心境はどん底にある。仮設住宅には木の温もりで、被災者の心には温かさが必要。この3 団体がスクラムして、各持ち場で力を出し合う」と述べました。

記者からは「木造住宅のコストは」「建設の課題は」「公募の見込み者数は」「仮記者会見後も個別取材に応じる協議会役員（左列）設建設後の復興活動は」などの質問が。対して、プレハブより木造の方が、東北地方のような寒冷な環境には適していることや、プレカットを用いてコスト削減し、仮設住宅から定住型として活用できればコスト面は解決、1 戸2 人で3~4 週間の工期の見込み、資材調達は国交省のバックアップを受けているなど回答。さらに、「1 箇所集中して建設するのではなく、各地域で継続的に仕事が続くようにしたい」「この計画の成功次第で、仮設住宅以上の復興活動もありえる」など説明しました。最後に、「被災者のために素早い建設が求められる。低価格で提供できるよう努めていきたいし、被災者が互いに暮らしていけるよう、被災者の立場にたって建設していきたい」と各団体代表が決意を述べました。

なお、参加した記者は次の通り（順不同）です。

日刊建設通信新聞社、日刊建設産業新聞社、日刊建設工業新聞社、日刊木材新聞木材建材ウイクリー、日刊工業新聞社、日刊不動産経済通信、日本住宅新聞、住宅新報、住宅産業新聞、新建新聞社、建通新聞社、時事通信社、共同通信社、朝日新聞社の14 社です。

■応急仮設木造住宅建設協議会の役員

会 長 青木宏之 全建連会長・工務店サポートセンター理事長

副会長 田村豪勇 全建総連中央執行委員長

副会長 藤本昌也 土会連合会会長

震災対策本部長 和田正光 工務店サポートセンター執行委員

震災対策副本部長 山中保教 土会連合会専務理事

震災対策副本部長 大野年司 工務店サポートセンター執行委員

事務局長 徳本茂 全建総連 住宅対策部長

■活動趣旨

◆東日本大震災における岩手、宮城、福島各県の被災者に対して、一刻も早く住みよい仮設住宅建設が求められる中、3 団体が初めて協力して木造仮設住宅建設に力を発揮する。

◆地域材を活用した木造の応急仮設住宅建設のため、施工者は原則として当該県の3 団体の組合員、会員に限定することや、地域の雇用確保と仕事創出を果たす役割がある。

◆応急仮設住宅の受注は、3 県の幹事会社が行い、3 県に設置する震災対策事務局（全建総連、全建連、土会連合会で構成）がサポート。

◆今週から開始される福島県の応急仮設住宅の建設事業者の公募を皮切りに、4 月中旬予定の岩手・宮城両県の公募にも、協議会の幹事会社が応募予定。

◆3 県での建設予定戸数は当面各5 0 0 戸とし、建設用地確保、資材の調達状況などを考慮しながら、各県などの要請に応じる。

東日本大震災に際しすべての仲間へ訴えます

2011年3月11日、マグニチュード9.0を記録する巨大地震が東北地方太平洋沖で発生しました。この地震は、岩手県の三陸沖から、茨城県沖に至る広い範囲のプレートで起きたもので、日本の歴史上記録されたことのない巨大なものでした。そのため、津波の規模がすぎまじく、青森県から千葉県の沿岸域で甚大な被害をもたらしました。加えて、東京電力福島第1原子力発電所の事故が、被害に輪をかけています。

お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

全建総連は、地震の1時間後に支援対策本部を設置し、被災組合の支援に取り組んできました。合わせて、震災にともなう様々な課題について、政府に要請を行いました。特に全国的な住宅関連資材不足への対応の強化を求めました。

被災した組合は、仲間の安否確認と復興支援に全力を挙げていますが、時間の経過と共に必要とされる支援の内容が変化してきます。全建総連の要請に基づいて各組合からは救援物資が続々と送られています。1人千円の救援募金も日を追うごとに増加しています。

被災地組合の人的被害と住宅の被害はこれまで経験したことのない規模になっています。瓦礫の撤去と住宅の再建が急務となっています。私たち建設労働者の技術と技能が不可欠です。

地域産材を活用した仮設住宅の建設が、4月下旬から動き出します。この取り組みに全力を挙げます。ボランティアなどの支援体制の整備を早急に進めていきます。

家族と家と道具を失って茫然としている仲間を、全国仲間みんなで支えようではありませんか。引き続き、救援募金へのご協力をお願いいたします。

もう一つ大切なことがあります。それは、自分の住んでいる地域でしっかりと防災対策を作りあげることです。地域に根をはっている私たち建設職人が、万全な地域防災対策作りにはしっかりと役割をはたそうではありませんか。

2011年4月15日

全建総連 第51期 第3回 中央執行委員会

栃木建労からの報告

～建築士会と共同で～

被災した住宅の復旧や修理にあたっては、被災者の方々に安心と安全が確保されることが重要です。栃木建労では、地域に根ざした私たち施工者が住宅相談・修理に積極的に応えていくことを、震災後の執行委員会（3月29日）で確認しました。

県の広報紙「県民だより」をみると、「被災者生活再建支援法」が県下全市町で適用となっていることが書かれていますが、「詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください」と書かれているのみです。県のホームページでは、住宅の相談窓口として、

①各市町の相談窓口、②建設関連団体が公表されています。建設関連団体のリストには、建設業協会、設備業協会、管工事業協同組合、建築士会、建築士事務所協会の連絡先が掲載されているのみです。

災害救助法による住宅の応急修理が期間延長になったこと（1ヶ月→3ヶ月）はホームペ

ージ内を探さないと分かりませんし、融資を受けて被災住宅の再建を行う人に対して「市町村が利子補給を行う場合、県がその費用の一部について支援する制度を創設します」とありますが、「事業の詳細については、決まり次第お知らせいたします」と支援の内容がはっきりしていません。

数枚のブルーシートを屋根にかけて数十万円の費用を請求するといった、災害に便乗した業者が出没しているという情報も出始めています。

建築士会への相談の電話はかなり増えているようで、建築士会から栃木建労に「施工者のリストを提供してほしい」との呼びかけがありました。そこで、「東日本大震災・栃木県住宅修理事業者協力会」を立ち上げることで基本合意し、連休前にスタートするべく登録施工者の募集をはじめています。登録は、増改築相談員、ゆうゆう住宅団体検査員の他、被災者の住宅修理に積極的に協力する意思のある仲間（元請ができること、職種は大工、屋根、板金、内装等）に呼びかけています。